

小児慢性特定疾病医療費助成制度のご案内 ID 1039213

小児慢性特定疾病医療費助成制度とは、小児慢性特定疾病にかかり長期間の療養を必要とする児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担削減を図るため、その治療に必要な医療費を公費で負担する制度です。

助成対象者	(1)保護者または患児本人が一宮市に住所を有し、申請時点で18歳未満の方。 (更新申請により、最長20歳未満まで受給できます。) (2)小児慢性特定疾病にかかっており、疾病ごとに定められた認定基準に該当する方。 (具体的な疾病名等については、保健総務課にお問い合わせください。)
支給の内容	認定された疾病及び当該疾病に附随して発生する傷病に対する医療費の支給を行います。また、医師の処方箋や指示書に基づく院外処方投薬や訪問看護も対象となります。
認定期間	申請日から年度末まで(1~3月に申請の場合は翌年度末)。また、既に認定を受けている方で、翌年度以降も継続的な治療が必要な場合は、毎年12月から3月末までに更新申請を行う必要があります。
対象医療機関	小児慢性特定疾病指定医療機関として指定を受けている医療機関(所在する都道府県・政令指定都市・中核市のウェブサイトで公表されています。)
制度利用にかかる自己負担金	認定された疾病にかかる医療費の自己負担を2割とし、かつ世帯の所得等に応じて自己負担上限月額が設定されます。 入院時の食事療養費については、自己負担額の1/2が公費負担となります。
申請方法	申請には、指定医が作成した意見書等が必要となります。申請書等は保健総務課で説明のうえお渡しします。
利用方法	承認後、市から送付される「小児慢性特定疾病医療受給者証」を医療機関に提示してください。

【問い合わせ】 保健総務課 総務企画グループ ☎ 52-3851

未熟児養育医療給付制度のご案内 ID 1001181

未熟児養育医療給付制度とは、身体の発育が未熟のまま出生し、出生直後から継続して入院養育が必要であると医師から認められた入院中のお子さんに対して、その治療に必要な医療費を公費で負担する制度です。

給付対象	一宮市に住所を有する1歳の誕生日の前々日までの未熟児で、次に掲げるいずれかに該当し、医師が入院養育を必要と認めた場合 (1) 出生時体重2,000グラム以下の場合 (2) 生活力が特に薄弱で、医師が入院養育を必要と認めた場合
給付の内容	入院医療費のうち、保険対象の治療費と食事療養費(ミルク代)が給付対象となります。保険対象外の検査・治療費、差額ベッド代、おむつ代は対象となりません。
対象医療機関	養育医療機関として指定を受けている医療機関(市内の対象医療機関は一宮市立市民病院です。市外の対象医療機関については、保健総務課にお問い合わせください。)
制度利用にかかる自己負担金	世帯の所得等に応じて自己負担金をご請求します。なお、養育医療給付申請時に承諾書等をご提出いただくことで、自己負担金を子ども医療費助成制度から充当することもできます。
申請方法	申請には、指定養育医療機関の医師が作成した意見書等が必要となります。申請書等は保健総務課で説明のうえお渡しします。なお、 申請できる期間はお子さんが入院中に限られます ので、速やかに申請してください。
利用方法	申請後、市から送付される「養育医療券」を医療機関に提示してください。



【問い合わせ】 保健総務課 総務企画グループ ☎ 52-3851